

年管管発 0224 第 6 号  
平成 29 年 2 月 24 日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
（公 印 省 略）

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための  
国民年金法等の一部を改正する法律」に係る関係法令の公布  
に伴う事務の取扱いについて

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号）が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）による年金受給資格期間短縮の施行の日（以下「施行日」という。）が平成 29 年 8 月 1 日とされた。

これを受け、その施行に係る「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」（平成 29 年政令第 28 号。以下「政令」という。）が平成 29 年 2 月 24 日に公布され、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 11 号。以下「規則」という。）が平成 29 年 2 月 24 日に公布されたところである。

政令及び規則の内容については「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の公布について」（平成 29 年 2 月 24 日付年発 0224 第 3 号）及び「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の公布について」（平成 29 年 2 月 24 日付年管発 0224 第 2 号）によりそれぞれ地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、施行日において老齢基礎年金等の受給権が発生する者等に対する事務の取扱いについては、下記のとおりであるので遺漏のないよう取り扱われたい。また、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事あて通知したので、ご了知いただくとともに、貴管内各市区町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

## 記

**第 1 基礎年金番号に登録されている国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間並びに厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間並びに共済組合等の組合員（加入者）期間（以下「資格期間」という。）が 10 年以上 25 年未満であり、施行日に支給開始年齢に達している者（以下「10 年以上者」という。）への対応**

1 10年以上者については、政令第4条及び第7条の規定により施行日前に裁定の請求の手続きをとることができることから、日本年金機構において、基礎年金番号に登録された情報を記載した裁定の請求書（以下「期間短縮年金請求書」という。）を順次送付し、その請求を勧奨することとしており、市区町村に対しても対象者の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等を記載した一覧表を送付することとしているので、請求の勧奨に協力されたいこと。

2 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2第4号イ又はロに規定する第1号被保険者期間のみを有する者に係る老齢基礎年金等の請求の受理及び審査に関する事務は、政令第4条及び第7条の規定による施行日前の裁定の請求の手続きについても適用されるものであるので、ご留意されたいこと。また、期間短縮年金請求書の受け付けにあたっては、次に掲げる事項について留意すること。

なお、市区町村の事務の支援となるよう「受給資格期間の短縮に係る年金請求のご案内の手引き（市区町村国民年金担当者用）」（別紙1）及び「受給資格期間の短縮に係る年金請求のご案内の手引き（簡易版）」（別紙2）を作成したので、活用されたいこと。また、期間短縮年金請求書の作成支援をいただく方向けの「受給資格期間の短縮に係る年金請求のご案内の手引き（作成支援用）」（別紙3）についても参考にされたいこと。

(1) 政令第3条の規定により読み替えられた国民年金法（昭和34年法律第141号）第28条の規定により、施行日から最大5年間の支給の繰下げができることから、請求者の意思を確認すること。

(2) 昭和40年4月1日以前に生まれた者であって、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則第11条又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第23条に規定する任意加入被保険者の特例の適用を受けている者（以下「特例任意加入被保険者」という。）については、施行日の翌日に資格を喪失することとなるが、現在の資格期間により年金の受給が見込めることから、施行日前の資格喪失の意思を確認すること。この場合において、施行日の翌日の資格喪失を希望する者には、正しい年金額で計算するために、支払い時期が遅れる場合があることを教示すること。

3 期間短縮年金請求書には、あらかじめ記載された住所と住民票上の住所が一致することの確認等を記載する項目を設けており、請求者が当該項目に記載をした場合には、生年月日に関する市区町村長の証明書等の添付は不要であること。併せて、個人番号（マイナンバー）の記載も不要であること。

4 施行日前に受け付けた期間短縮年金請求書については、その内容を審査の上、通常の年金請求書と区分し、貴市区町村の管轄又は最寄りの日本年金機構年金事務所お客様相談室へ提出されたいこと。なお、通常の年金請求書との区分が困難等の事情がある場合は、通常どおり日本年金機構事務センターへ提出することも差し支えないこと。

5 施行日において振替加算に該当する者は、施行日以後速やかに、規則第3条に規定する届書の提出を求め、施行日における生計維持関係を改めて確認することから、その周知等に努められたいこと。

## 第2 基礎年金番号に登録されている資格期間が10年未満であり、施行日に支給開始年齢に達している者（以下「10年未満者」という。）への対応

- 1 10年未満者については、任意加入により資格期間を増加すること又は資格期間に合算対象期間を加えること等により、受給権が発生する可能性があることから、日本年金機構より「年金のお知らせ」（以下「お知らせ」という。）を通知するものであること。なお、お知らせの送付時期については、別途ご連絡するのでお待ちいただきたいこと。
- 2 任意加入制度や後納制度により、受給権が発生する可能性があることから、市区町村においても任意加入制度等の周知に協力されたいこと。周知に当たっては、「年金ニュース（第2号）」（別紙4）を活用されたいこと。なお、「年金ニュース（第2号）」（別紙4）及び周知用ポスターについては、別途地方厚生局及び市区町村その他関係機関へ送付することとしているので、ご承知おきいただきたいこと。

## 第3 基礎年金番号に登録されている資格期間が10年以上であり、施行日後に支給開始年齢に達する者（以下「待機者」という。）への対応

待機者については、65歳に到達する月の3か月前に裁定の請求書を事前送付するが、裁定の請求の受け付けは65歳の到達日からであることから、所要の対応をされたいこと。

## 第4 任意加入被保険者について

特例任意加入被保険者は、施行日において資格期間が10年以上となる場合には、施行日の翌日に特例任意加入被保険者の資格を喪失すること。

なお、資格の喪失について特例任意加入被保険者であった者からの照会等があった場合には、制度の趣旨を説明の上、理解が得られるよう適切に対応されたいこと。

## 第5 実施時期について

この取扱いは、政令及び規則の公布の日より速やかに実施するものとする。ただし、第1の2から5までの期間短縮年金請求書の受け付け等は平成29年3月1日から、第4については平成29年8月1日からそれぞれ実施するものとする。